

## 第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

## 第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

スポーツ市民局（スポーツ市民局関連事務を担当する区役所及び財政局の課を含む。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 公 所 名	
スポーツ市民局	総務課	
	地域振興部	区政課、地域振興課、住民課、市民活動推進センター
	人権施策推進部	人権施策推進課、西文化センター
	市民生活部	地域安全推進課、広聴課、市政情報課、消費生活課、男女平等参画推進課
	スポーツ推進部	スポーツ振興課、スポーツ施設課、スポーツ戦略課
区役所 (昭和区、熱田区、 守山区、名東区)	区政部	総務課、企画経理課、地域力推進課、市民課
	支所	志段味支所区民生活課
財政局	契約部	契約課

## 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表のスポーツ市民局が所管する公の施設の指定管理者及びスポーツ市民局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
名古屋市枇杷島スポーツセンター	公益財団法人名古屋 市教育スポーツ協会	令和 7年 4月 1日 ～令和12年 3月31日	スポーツ施 設課
名古屋市天白スポーツセンター	TAC・テルウェル 共同事業体	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	
名古屋市守山スポーツセンター	守山エス・アンド・ エス株式会社	平成22年12月 1日 ～令和13年 3月31日	
瑞穂公園の公園施設	株式会社瑞穂L O O P - P F I	令和 5年 4月 1日 ～令和23年 3月31日	
名古屋市香流橋プール	株式会社J P N	令和 7年 4月 1日 ～令和12年 3月31日	
名古屋市志段味地区 会館	中部互光・コスモコ ンサルタント運営共 同体	令和 5年 4月 1日 ～令和10年 3月31日	地域振興課

## 第3 監査の着眼点

### 1 財務監査及び行政監査

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- (1) 地域活動に関する取組が着実に実施されているか
- (2) スポーツ振興に関する取組が着実に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

## 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

令和 7年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が公の施設の管理の目的に沿って行われているか監査することを目的として、以下の項目に着眼し実施するものとする。

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

## 第4 監査の実施内容

### 1 財務監査及び行政監査

#### (1) 実施時期

令和 7年 3月27日から令和 8年 3月24日まで

#### (2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理している事務のうち、主として令和 6年 4月 1日から令和 7年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

## 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

#### (1) 実施時期

令和 7年 3月27日から令和 8年 3月24日まで

#### (2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、スポーツ市民局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合など

を試査により実施した。

## 第5 監査結果

### 1 財務監査及び行政監査

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

#### (1) 予算の執行について（支出事務）

令和6年度の組織改正に伴い、各支所の区民生活課課長補佐（庶務）（以下「庶務担当」という。）が市税事務所管理課課長補佐（税務窓口）（以下「税務窓口担当」という。）を兼務することとなった。このため、区政課は、庶務担当と税務窓口担当の執務場所が離れている支所において、税務窓口の混雑や緊急事態の発生等を双方で迅速に共有できる環境を整備する必要があるとして、光で通知できる積層信号灯を設置することとした。そして、楠、山田、富田及び志段味の4支所に対し、窓口用無線機作製業務委託契約を締結するよう指示した。

区政課の指示に基づき志段味支所が締結した契約（以下「本契約」という。）の内容について調査したところ、積層信号灯は庶務担当と税務窓口担当の双方の執務場所に設置するため2台作製すること、その表示色は赤、黄及び緑の3色であり、送信機用スイッチのボタン色と連動することとされていた。

本契約に基づき設置された積層信号灯の使用状況を確認したところ、庶務担当と税務窓口担当の執務場所双方に設置された2台のうち、税務窓口担当側の1台については、これまでに使用する機会はなかったとのことであった。また、3色の表示色について色ごとの使い分けは行っていないとのことであった。なお、令和7年9月の実査日時点において、庶務担当の執務場所に設置された積層信号灯のコンセントは抜かれており、使用できない状況にあった。

積層信号灯の設置に係る経緯について志段味支所に確認したところ、事前に区政課に対し、庶務担当と税務窓口担当の執務場所は同一階にあるため、相応のものでよい旨を伝えていたとのことであった。一方、区政課に確認したところ、当該意向は把握していなかったとのことであり、積層信号灯に求める機能について両者の認識が異なる状況にあった。その後、両者の間で調整されることなく、志段味支所は区政課の指示を受け、同課が作成した仕様書及び徴取した見積書に基づいて契約を締結することとなった。

志段味支所における積層信号灯の使用実態に鑑みると、当該仕様は必要以上の内容であったと考えられる。これは、区政課と志段味支所との間で必要な機能についての検討が十分に行われないうまま、区政課が仕様を定めたことによるものと判断される。本契約の仕様については、現場の状況を最も把握している志段味支所と十分に協議することが望ましかったと考えられる。

支所を含めた区役所の環境整備を行うに当たっては、区政課は各区役所と十分に協議し、現場の実態に即した仕様となるよう調整した上で、適切な予算の執行に努められたい。 (区政課)

## (2) 前渡金の管理について（支出事務）

地方自治法によると、地方公共団体の支出の方法の特例として、資金前渡によることができることとされている。資金前渡とは、特定の経費について職員に現金支払をさせるため、原則として債権者又は債権者及び債権金額が未確定であり、かつ、履行期が到来していない場合において特に必要があるときに限り、正当債権者ではない職員にあらかじめ概括的に資金を交付して、当該職員が単に現金の出納保管にとどまらず、経費の目的に従って契約し、債権者に対し現金支払することにより円滑な事務事業を確保しようとする制度である。

名古屋市会計規則等によると、前渡金受領者は、前渡金の出納があったときは、領収証書その他の関係帳票と照合の上、その都度前渡金出納簿（以下「出納簿」という。）に登載するとともに現在金との符合を確認するほか、当月において前渡金の出納がなかった場合を除き、毎月1回以上、出納簿と現在金との符合を確認し、その旨を財務会計総合システム（以下「財務システム」という。）に登録することにより会計管理者に報告することとされている。

前渡金の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 支払の都度行うべき出納簿への登載が長期間遅れていたもの

(地域振興課、人権施策推進課)

イ 月 1回の符合確認を一部の期間怠っており、翌年度にまとめて登録していたもの

(地域振興課、人権施策推進課)

ウ 前渡金の資金交付前に職員が立て替えて支払を行い、業務終了後に前渡金の資金交付を受けていたもの

(人権施策推進課)

地域振興課及び人権施策推進課においては、名古屋市会計規則等に基づき、支払の都度、出納簿への登載を確実に行うとともに、毎月 1回以上の符合確認を適正に行うよう徹底されたい。

また、人権施策推進課においては、前渡金が必要となる業務の前にあらかじめ資金交付を受けた上で支払を行うよう徹底されたい。

### (3) 競争性のある契約の締結について (契約事務)

名古屋市契約規則によると、予定価格について、財産の買入れにあつては 160万円、業務委託にあつては 100万円を超えない場合には少額の随意契約によることができるとされており、その場合であっても、予定価格が30万円を超える契約を締結する場合は、原則として 2者以上の者から見積書を徴取しなければならないとされている。なお、名古屋市契約規則の改正により令和 7年 4月 1日より少額の随意契約ができる金額の上限が変更されているが、本件は令和 6年度における事例であるため、改正前の金額を記載している。

契約事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 契約年月日及び履行期間が同一又は近接であるにもかかわらず契約を分割していたもの

(地域振興課、人権施策推進課、スポーツ施設課)

イ 同じ品目の物品の購入について、あらかじめ事業に必要な購入数量を把握した上でまとめて契約することが可能であったにもかかわらず、年 2回に分けて契約していたもの

(名東区企画経理課)

各所属においては、履行内容が同種同様に、履行期間が近接している、あるいは事業に必要な購入数量を事前に把握している複数の契約については、まと

めて契約を行うことで、スケールメリットを得られる可能性があるほか、予定価格が競争入札を実施すべき金額や 2者以上の者からの見積書の徴取が必要となる30万円を超える場合には、より競争性も働くことから、契約を一つにまとめられたい。

さらに、作為的に契約を分割しているとも思われる不適切な事例が複数見受けられたことから、局の契約事務を所管する総務課においては、局内全体に対して経済性や競争性の観点も含めた適正な契約手続に関する意識が浸透するよう徹底されたい。

(総務課)

#### (4) 情報コーナーにおける図書の管理について（財産管理事務）

市民活動推進センターでは、市民活動やボランティアの情報を市民に提供すること等を目的に、センター内情報コーナーに図書を設置している。この図書は館内で閲覧できるほか、身分証明書を添えて申込みをした利用者に対して、一人 1回 2冊まで 2週間以内を期限として館外貸出しを行っている。

名古屋市市民活動推進センターの図書に関する事務取扱要領（以下「要領」という。）によると、貸出期間を過ぎても返却のない図書がある場合には、その貸出しを受けた者（以下「未返却者」という。）に速やかに催告し、なお返却のないときは図書督促整理票を作成し、1か月ごとに督促することとされている。また、図書の返納を怠った場合等には館外貸出しを停止することができること及び図書の亡失、損傷があった場合には相当の代金を弁償させることとされている。

未返却者に対する督促の状況について調査したところ、要領に基づく1か月ごとの督促を一定期間実施した後、督促を取りやめている事例が見受けられた。

また、要領を確認したところ、図書が返却されない状態がどの程度続いた場合に、貸出しの停止や弁償の請求などの対応を行うのかといった具体的な取扱いが定められていなかった。

本件については、平成29年9月11日に公表した市民経済局（当時）に対する監査結果において、未返却者への督促等に係るルールや基準が定められていなかったことを指摘しており、これを受けて要領を改正するなど一部是正されていたが、図書の返却に至らない場合の具体的な対応が定められておらず、改善

が不十分であった。

市民活動推進センターにおいては、未返却者への督促を継続しても図書の返却に至らない事例について、貸出しの停止や弁償の請求といった対応に至るまでの期間や手順などを具体的に定め、図書の適正な管理に取り組まれない。

(市民活動推進センター)

#### (5) 金券類等の管理について（財産管理事務）

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品（以下「金券類等」という。）の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、出納の都度金券類等出納簿に登載することとされている。

この登載については、財務システムに入力する方法により行うこととされている。

また、スポーツ市民局行政監理委員会の重点的取組として、課公所長は、毎月1回、金券類等の現物と金券類等出納簿の現在高が一致しているか等について自己点検を実施することとされている。

金券類等の管理状況について調査したところ、人権施策推進課において、令和6年4月に払い出した切手2枚などの登載が令和7年3月まで行われておらず、その間、毎月1回の自己点検は令和6年9月分まで実施したこととなり、10月分以降は実施していなかった。

人権施策推進課においては、名古屋市会計規則等に基づき、金券類等の管理を適正に行われたい。また、毎月1回の自己点検における符合確認を確実に行うよう徹底されたい。

(人権施策推進課)

#### (6) 拾得物の取扱いについて（財産管理事務）

区役所・支所拾得物取扱要領（以下「取扱要領」という。）によると、区役所又は支所庁舎内で遺失物を拾得した者は、区総務課又は支所区民生活課に届け出ることとされており、区総務課又は支所区民生活課は届出のあった拾得物について、遺失者が判明しない場合は、警察署へ届け出ることとされている。また、警察署長による公告後3か月以内（以下「法定期間内」という。）に遺

失者が判明しないことにより、区役所又は支所が所有権を取得した場合において、警察署から通知を受けたときは、当該拾得物の返還を受けることとされている。

拾得物の取扱状況について調査したところ、熱田区総務課では、拾得金について、法定期間内に遺失者が判明せず、拾得者として所有権を取得したものの、警察署から通知がなかったため、所有権の取得日から2か月以内（以下「物件引取期間内」という。）に引き取ることなく所有権を喪失していた。

区役所及び支所を含む施設占有者向けに愛知県警察が作成した遺失物取扱いのしおりによると、拾得物の所有権を取得した施設占有者に対し警察署から通知を行う旨の記載はなく、拾得物を届出した際に交付する拾得物件預り書を物件引取期間内に持参すれば返還を受けられる取扱いとなっている。なお、愛知県警察によると、施設占有者に対し通知は行っていないとのことであった。

取扱要領を策定した区政課においては、区役所又は支所が所有権を取得した際の拾得物の返還手続に関して、取扱要領の規定は愛知県警察の対応と齟齬が生じていることから、実態を把握し取扱要領を整理されたい。（区政課）

## (7) 行政文書の取扱いについて（行政運営事務）

名古屋市情報あんしん条例等によると、実施機関は、行政文書を適正に管理しなければならず、行政文書の管理に関する定めを設けることとされている。名古屋市情報あんしん条例施行規程によると、行政文書を取り扱うに当たっては、行政文書を取得し、又は作成した後は、当該行政文書の性質、内容等に応じた保管場所及び保管方法を定め、適切に保管するとともに、その処理中においても適切に取り扱うこととされている。

また、本市では、請求書等の支出関係書類について、電子情報化した上で、財務システムにおいて支出命令者等に送付することとされている。

支出事務及び契約事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 契約相手方から提出された紙媒体の行政文書について、修正テープを削り取った跡があり、財務システムに保存されている電子情報と相違していたもの  
(昭和区地域力推進課)

イ 契約相手方から提出された紙媒体の行政文書について、日付を書き換えたことにより、財務システムに保存されている電子情報と相違していたもの  
(昭和区地域力推進課)

ウ 契約相手方から提出された紙媒体の行政文書について、財務システムに保存されている電子情報には見受けられない砂消しゴムの痕跡があったもの  
(地域安全推進課)

契約相手方から提出された文書を書き換えるなどすることは行政文書の改ざんに該当するため、行ってはならない。また、財務システムへ保存した電子情報とその基となる紙媒体が相違している状況も不適切である。本来財務システムに電子情報として保存した後に紙媒体の行政文書に不備を発見した際には、経緯を明らかにした上で、契約相手方に当該文書を再提出させるなど、適切な方法により対応すべきである。さらに、こうした改ざんや電子情報と紙媒体の相違は、事務処理上の各段階における確認が十分に行われていれば発生しなかったものである。

地域安全推進課及び昭和区地域力推進課においては、このような事案は、あってはならないことであると職員一人ひとりが改めて自覚するとともに、組織における確認の徹底を図り再発防止に努められたい。

#### (8) 身元明確なるも引取者のない遺体に係る事務について（行政運営事務）

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）によると、身元明確なるも引取者のない遺体が発生したときは、死亡地の市町村長が埋葬又は火葬を行うこととされている。

身元明確なるも引取者のない遺体事務処理の手引き（以下「手引き」という。）によると、遺留金品のうちに預貯金があり、なおかつ遺留現金だけでは火葬等の費用が不足し、市費を充当して支払った場合には、金融機関に対して、預貯金の残高照会及び当該不足額分の払戻し依頼（以下「金融機関調査」という。）を行い、当該不足額を死亡日現在の預金残高から払い戻すこととされている。

なお、残高が 1,000円以下の場合や払戻に要する費用（旅費及び郵送料等）が預金残高を上回ることが明らかな場合は、払戻の手續を要しないとされている。

る。

令和 6年度に市費を充当して葬儀を執行した身元明確なるも引取者のない遺体に係る事務を調査したところ、熱田区総務課において、遺留品に預金通帳があったにもかかわらず、記帳されていた残高（死亡したとされる時期より 2か月以上前のも）について、その後の入出金がないものと推測して金融機関調査を実施せず、当該残高を基に払戻手続の可否を判断していた事例が見受けられた。また、預金通帳に記帳されていた残高は 2,166円であり、払戻に要する費用が預金残高を上回らないにもかかわらず、払戻手続を不要と判断していた。

熱田区総務課においては、身元明確なるも引取者のない遺体の葬儀費用を市費の充当により支払った際の事務処理について、手引きに基づき、金融機関調査を確実に行うとともに、払戻手続の可否を的確に判断されたい。

(熱田区総務課)

## 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

指定管理者に対する指摘については、今後の事業執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し、スポーツ市民局においては、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、スポーツ市民局に対する指摘については、今後の事務執行に当たり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。

スポーツ市民局において措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

### (1) 利用料金の還付について（支出事務）

名古屋市プール条例によると、プールの使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）をプールの指定管理者に納付しなければならないこととされている。また、既納の利用料金については、還付しないこととされているが、市長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができるとされている。

名古屋市プール条例施行細則及びスポーツ施設における施設使用許可取消及び施設使用料還付要綱（以下「要綱等」という。）によると、1月券の共通定期券（以下「1月券」という。）の交付を受けた者の責めに帰することができない事由により施設が使用できないときは、既納の利用料金の額から既納の利用料金の額を25で除した額に使用済日数（1月券の交付を受けた日から還付を請求した日までに経過した開館日数をいう。）を乗じて得た額を控除した額を還付することとされている。

なお、臨時休場の日数が9日以上の場合が還付対象となり、算定した額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げることとされている。

利用料金の還付状況について調査したところ、名古屋市香流橋プールにおいて、屋内プールの空調機の不具合により、令和7年2月の一部期間で屋内プールを臨時休場としたため、1月券の利用料金の還付を行っており、以下のような事例が見受けられた。

ア 端数処理において、10円未満を切り上げではなく、100円未満を切り上げたため、50円過大に還付していたもの

イ 使用済日数を誤って算定したため、160円過大に還付していたもの  
(指定管理者分)

株式会社JPNにおいては、過大に還付していた事例については返還を求めるとともに、還付に当たっては要綱等や使用済日数の確認を徹底するなどし、金額の算定を正確に行われたい。(株式会社JPN【名古屋市香流橋プール】)

(スポーツ市民局関係分)

スポーツ施設課においては、指定管理者に対し正確な還付額の算定について、指導を徹底されたい。(スポーツ施設課)

## (2) 貸付備品の管理について (財産管理事務)

本市では、指定管理施設の管理業務の遂行に必要な備品を指定管理者に無償で貸し付けている。

名古屋市会計規則等によると、物品管理者は、備品については、原則、財務システム上の備品台帳に登録し常に使用状況を明らかにするとともに、備品小票を付して整理することとされている。また、物品出納員は、物品を貸し付ける場合には、貸付けを受ける者から預り証を徴取しなければならないとされている。

名古屋市香流橋プールにおける名古屋市体育施設の管理運営にかかる基本協定書(以下「基本協定書」という。)によると、単価20万円以上の備品は本市が購入し、単価20万円未満の備品は指定管理者が指定管理料で購入することとされており、いずれも本市に帰属する貸付備品として取り扱われ、指定管理者はこれらに備品小票を貼付することとされている。また、スポーツ施設課が所管する施設間で指定管理者が貸付備品の配置場所を変更する際には、本市に報告することとされている。

貸付備品の管理に関する事務取扱要項(以下「貸付備品要項」という。)によると、指定管理者は、貸付備品の使用状況に係る毎年1回の検査を行い、その結果を本市に報告することとされている。

貸付備品の管理状況について調査したところ、名古屋市守山スポーツセンタ

一及び名古屋市香流橋プールにおいて、以下のような事例が見受けられた。

ア 名古屋市守山スポーツセンターにおける事例

全ての備品について、指定管理者から預り証を徴取していなかったもの  
(スポーツ施設課)

イ 名古屋市香流橋プールにおける事例

(ア) 指定管理期間中に購入したプール掃除機について、本市の備品として備品台帳に登録していなかったもの  
(スポーツ施設課)

(イ) 災害用備蓄スタンドについて、指定管理者は、単価が20万円以上であるにもかかわらず指定管理料で購入し、備品小票も貼付しておらず、スポーツ施設課は、指定管理者から預り証を徴取していなかったもの  
(スポーツ施設課、株式会社 J P N【名古屋市香流橋プール】)

(ウ) 利用券券売機について、指定管理者が東スポーツセンターへ移動させているが、指定管理者から本市へ報告をしておらず、備品台帳上、配置場所変更をしていなかったもの  
(株式会社 J P N【名古屋市香流橋プール】)

(エ) 年 1 回の使用状況に係る検査の結果は本市へ報告をしていたが、一部の備品しか検査していなかったもの  
(株式会社 J P N【名古屋市香流橋プール】)

事例 (ア) 及び (イ) については、指定管理者は、貸付備品ではなく自己に帰属する物品と誤認しており、スポーツ施設課と指定管理者間で認識に齟齬が生じていた。

(指定管理者分)

株式会社 J P N においては、基本協定書及び貸付備品要項に基づき、貸付備品の管理について適正な手続を行うとともに、使用状況についての検査を確実に実施されたい。

(スポーツ市民局関係分)

スポーツ施設課においては、名古屋市会計規則等に基づき、貸付備品について備品台帳への登録や預り証の徴取を確実にを行うとともに、指定管理者に対し、貸付備品の管理に関する手続について改めて指導されたい。また、備品の帰属先等について、指定管理者と認識の齟齬が生ずることがないように共有を図った

上で、貸付備品の適切な管理を徹底されたい。

## 第6 意見

### 持続可能な地域活動の支援について

日頃の声掛けや子ども・高齢者の見守り、環境美化、防災訓練、祭りやスポーツといった様々な行事などの地域活動は、同じ地域に暮らす人々がつながり、互いに支え合いながら生活環境を共にする地域コミュニティが主体となって自主的に行ってきたものであり、地域の安心・安全な生活を支えてきた。また、地域コミュニティは、広報・広聴を始め福祉や社会教育、防災などの施策を行政が地域で推進していく上で、住民等との連携・協働を円滑化する重要な役割を担っており、災害発生時の迅速かつ適切な安否確認や避難支援などにも欠かせないものである。

しかし、近年、住民同士のつながりの希薄化や町内会加入率の低下、地域活動の担い手不足が深刻化するなど、地域コミュニティを取り巻く環境は大きく変化している。これからますます少子高齢化が進み、働き方や暮らし方といったライフスタイルや価値観が変容し、暮らしの中の様々な分野におけるニーズや課題が多様化・複雑化する社会において、従来のスキームの地域コミュニティがこれまでどおりに機能することは難しくなっていくと想定される。

こうした状況を踏まえ、スポーツ市民局では、地域コミュニティの活性化に向け、各区役所へのコミュニティサポーターの配置、地域団体が必要とする人材とのマッチング支援のモデル事業の実施、ICT活用に関する体験会・相談会の開催などに取り組んできた。また、令和7年度には、スポーツ市民局が中心となり、地域コミュニティのあり方についての全庁的な検討を始めたところである。

スポーツ市民局においては、関係各局との連携を一層強化して、地域活動や地域コミュニティの活性化及び行政と地域コミュニティの関わりの見直しについて検討し、持続可能な地域活動に向けて積極的に支援されたい。

《参考資料》 監査対象の概要

1 名古屋市枇杷島スポーツセンター（所在地：西区枇杷島一丁目 1番 2号）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会
- ・所 在 地：南区東又兵ヱ町 5丁目 1番地の16
- ・指定管理期間：令和 7年 4月 1日～令和12年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：98,955千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 体育館を利用に供すること
- ② 体育館の使用の許可に関する事
- ③ 体育館の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数	217,386人	305,312人	271,174人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	98,955	管理運営費	181,877
利用料金収入	51,436	(人件費含む)	
その他	7,279		
収入合計	157,671	支出合計	181,877

## 2 名古屋市天白スポーツセンター（所在地：天白区植田三丁目1502番地）

### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：TAC・テルウェル共同事業体
- ・代表者名称：株式会社東京アスレティッククラブ
- ・代表者所在地：東京都中野区中野二丁目14番16号
- ・指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・指定管理料：104,521千円（令和 6年度）

### (2) 主な指定管理業務

- ① 体育館を利用に供すること
- ② 体育館の使用の許可に関する事
- ③ 体育館の維持管理及び修繕（原形を不変する修繕及び模様替を除く。）に関する事

### (3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数	247,818人	270,208人	288,372人

### (4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
指定管理料	104,521	管理運営費	179,069
利用料金収入	59,893	（人件費含む）	
その他	14,622		
収入合計	179,037	支出合計	179,069

### 3 名古屋市守山スポーツセンター（所在地：守山区竜泉寺二丁目112番地）

#### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：守山エス・アンド・エス株式会社
- ・所 在 地：中区栄三丁目17番12号
- ・指定管理期間：平成22年12月 1日～令和13年 3月31日
- ・指 定 管 理 料： 210,771千円（令和 6年度）

#### (2) 主な指定管理業務

- ① 体育館を利用に供すること
- ② 体育館の使用の許可に関すること
- ③ 体育館の使用料の徴収に関すること
- ④ 体育館の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

#### (3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数	191,964人	241,228人	253,909人

#### (4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	210,771	管理運営費	220,785
その他	12,682	（人件費含む）	
収入合計	223,453	支出合計	220,785

#### 4 瑞穂公園の公園施設（所在地：瑞穂区山下通 5丁目 1番地ほか）

##### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：株式会社瑞穂LOOP-PFI
- ・所 在 地：中区錦二丁目 2番13号
- ・指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和23年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：478,643千円（令和 6年度）

##### (2) 主な指定管理業務

- ① 瑞穂公園施設を一般の利用に供すること
- ② 瑞穂公園施設の使用の許可に関する事
- ③ 瑞穂公園施設の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

##### (3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数	857,336人	979,810人	1,133,814人

##### (4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て、税抜）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	435,130	管理運営費	592,006
利用料金収入	194,613	(人件費含む)	
その他	12,528		
収入合計	642,271	支出合計	592,006

## 5 名古屋市香流橋プール（所在地：千種区香流橋一丁目 2番35号）

### (1) 指定管理者の概要

- ・名 称：株式会社 J P N
- ・所 在 地：名東区猪高台一丁目1316番地
- ・指定管理期間：令和 7年 4月 1日～令和12年 3月31日
- ・指 定 管 理 料：42,674千円（令和 6年度）

### (2) 主な指定管理業務

- ① 香流橋プールを一般の利用に供すること
- ② 香流橋プールの使用の許可に関する事
- ③ 香流橋プールの維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

### (3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数	84,996人	92,596人	100,469人

### (4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	42,674	管理運営費	83,143
利用料金収入	18,050	(人件費含む)	
その他	6,979		
収入合計	67,703	支出合計	83,143

6 名古屋市志段味地区会館（所在地：守山区下志段味一丁目1401番地）

(1) 指定管理者の概要

- ・名 称：中部互光・コスモコンサルタント運営共同体
- ・代表者名称：中部互光株式会社
- ・代表者所在地：中村区那古野一丁目47番 1号
- ・指定管理期間：令和 5年 4月 1日～令和10年 3月31日
- ・指定管理料：22,065千円（令和 6年度）

(2) 主な指定管理業務

- ① 志段味地区会館を一般の利用に供すること
- ② 志段味地区会館の施設の使用の許可に関する事
- ③ 志段味地区会館の維持管理及び修繕（原形を变ずる修繕及び模様替を除く。）に関する事

(3) 事業状況

区分	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
延べ利用者数	51,478人	54,049人	55,492人

(4) 収支状況（令和 6年度）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	22,065	管理運営費	26,752
利用料金収入	5,481	(人件費含む)	
その他	7		
収入合計	27,554	支出合計	26,752